

# 野菜価格 安定制度の あらまし

---

群馬県

全国農業協同組合連合会群馬県本部  
群馬県青果物生産出荷安定基金協会

# 1

## 野菜価格安定事業のねらい

野菜は、天候等の影響を受けやすく、供給量によって価格が大きく変動します。

この事業は、野菜の供給と価格の安定のため計画的な生産・出荷を推進するとともに、県内の野菜産地から市場に出荷した野菜の販売価格が著しく低下した場合に、あらかじめ国・県・市町村・全農群馬県本部・農協及び生産者が積み立てておいた資金を生産者に交付することにより生産農家の経営安定と産地の育成を図るものです。

# 2

## 事業の種類と対象野菜

区分 項目	青果物生産出荷安定事業(県単)	特定野菜等供給産地育成価格差補給事業(国庫補助)		指定野菜価格安定対策事業(国庫補助)
		特定野菜供給産地育成価格差補給事業	指定野菜供給産地育成価格差補給事業	
対象野菜	いちご、えだまめ、生うめ、ズッキーニ、にがうり (5品目)	ごぼう、さやいんげん、しゅんぎく、スイートコーン、にら、ふき、えだまめ、ちんげんさい、ブロッコリー、こまつな (10品目) にがうり(特認野菜) (1品目)	はくさい、トマト、なす、ねぎ (4品目)	キャベツ、きゅうり、だいこん、トマト、なす、ねぎ、はくさい、ほうれんそう、レタス、たまねぎ (10品目)
	合計(5品目)	かぶ、アスパラガス、いちご、かぼちゃ、カリフラワー、かんしょ、グリーンピース、さやえんどう、しょうが、すいか、そらまめ、生しいたけ、にんにく、みつば、メロン、れんこん、セルリー、みずな、やまのいも (19品目) (特認野菜)オクラ、ししとうがらし、みょうが、らっきょう、わけぎ (5品目) 合計(35品目)	さといも、だいこん、にんじん、ピーマン、ほうれんそう、レタス、きゅうり、キャベツ (8品目) 合計(12品目)	さといも、にんじん、ばれいしょ、ピーマン (4品目) 合計(14品目)
事業実施主体	群馬県青果物生産出荷安定基金協会			農畜産業振興機構

※ 上段 □ は本県で実施している品目である。

# 3 対象産地の要件

項目	区分	特定野菜等供給産地育成価格差補給事業 (国庫補助)		指定野菜価格安定対策事業 (国庫補助)
		特定野菜供給産地育成 価格差補給事業	指定野菜供給産地育成 価格差補給事業	
作付面積	おおむね 3ha以上	おおむね5ha以上 [おおむね5ha以上]  注1	根菜・葉茎菜類 おおむね10ha以上 [おおむね7ha以上] 果菜類 おおむね5ha以上 [おおむね3ha以上]	根菜・葉茎菜類20ha以上 [16ha以上] 果菜類(夏秋)12ha以上 [10ha以上] 果菜類(冬春)8ha以上 [6ha以上]
		(相当規模生産者) すべての区分について おおむね1.5ha以上	(相当規模生産者) すべての区分について おおむね2ha以上	(大規模生産者) すべての区分について おおむね2ha以上
共販等率	10分の6以上	おおむね3分の2を 超えていること [おおむね2分の1を 超えていること]	おおむね 2分の1を 超えていること	3分の2以上  注2
出荷団体等	農協(全農群馬県本部経由)	農協(全農群馬県本部経由) 及び相当規模生産者		全農群馬県本部 及び大規模生産者
対象市場	全農群馬県本部 指定市場	群馬県青果物生産出荷安定基金協会 指定市場		農畜産業振興機構 指定市場
契約期間	3年			

注1 こまつな、しゅんぎく、ちんげんさい、みずな、みつば、その他県知事が農林水産省生産局長と協議して定める野菜は、おおむね3ha以上となります。

注2 共販等率(産地の全出荷量のうち共同出荷量の割合)には特例基準が設けられています。

以下の①かつ②の要件を満たす産地は、共販等率が1/2以上になります。

①作付面積(指定野菜毎)

- ・キャベツ、だいこん、たまねぎ、にんじん、はくさい、ばいれいしょ、レタス…50ha以上
- ・きゅうり、トマト、なす、ピーマン…30ha以上(夏秋)、20ha以上(冬春)
- ・さといも、ほうれんそう…20ha以上
- ・ねぎ…25ha以上

②出荷単収…全国又は本県のおおむね出荷単収以上

※ 上記の内 [ ] は、複合産地の場合です。

複合産地とは、特定野菜等供給産地育成価格差補給事業にあつては、特定野菜又は指定野菜の2品目(種別)以上で、指定野菜価格安定対策事業にあつては、指定野菜2種別以上で野菜産地として指定・選定された産地です。

※ 面積要件及び出荷割合における「おおむね」とは、8割以上となります。



# 4 資金の造成

生産者補給金の交付に充てるための資金は、生産者・農協及び全農群馬県本部の負担金と、市町村・県及び国の補助金等で造成されます。負担割合は事業の種類により異なり、以下のようになっています。

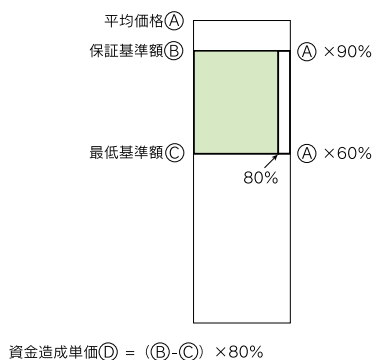
## 【事業別負担割合】

青果物生産出荷安定事業	群馬県 55%	市町村 17.5%	全農群馬県本部 5%	農協 5%	生産者 17.5%
特定野菜等供給産地育成価格差補給事業	特定野菜供給産地育成価格差補給事業				
	国 1/3	群馬県 1/3	市町村 0.22/3	全農群馬県本部 0.09/3	農協 0.09/3
			相当規模生産者 0.78/3		生産者 0.6/3
指定野菜供給産地育成価格差補給事業	上記の内 スイートコーン、ブロッコリー、かぼちゃ、アスパラガス				
	国 1/2	群馬県 1/4	市町村 0.22/4	全農群馬県本部 0.09/4	農協 0.09/4
			相当規模生産者 0.78/4		生産者 0.6/4
指定野菜価格安定対策事業 (一般指定野菜・調整野菜) (重要野菜)	指定野菜供給産地育成価格差補給事業				
	国 50%	群馬県 25%	市町村 2%	全農群馬県本部 1.5%	農協 1.5%
			相当規模生産者 23%		生産者 20%
指定野菜価格安定対策事業 (一般指定野菜・調整野菜) (重要野菜)	国 60%	群馬県 20%	生産者 20%		
	国 65%	群馬県 17.5%	生産者 17.5%		

また、各負担者の資金造成費(負担金の額)は、資金造成単価×交付予約数量×負担割合で算出されます。

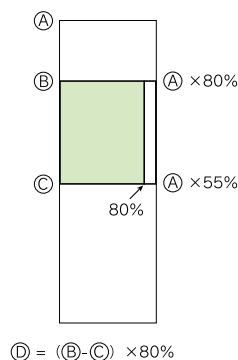
資金造成単価は、保証基準額と最低基準額の差額に補てん率を乗じた額です。補てん率は事業の種類などによって異なるため、資金造成単価は各事業ごとに以下の図のようになります。

## 【資金造成単価】 青果物生産出荷安定事業

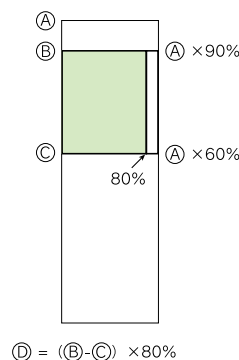


## 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業

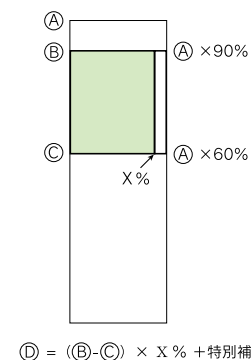
(特定野菜供給産地育成価格差補給事業)



(指定野菜供給産地育成価格差補給事業)



## 指定野菜価格安定対策事業

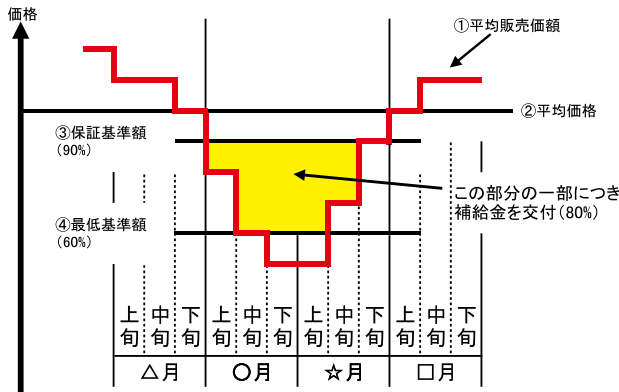


※X(補てん率)は産地区分により異なります。  
第I区分: 90  
第II区分: 80  
第III区分: 70  
特別補給資金造成単価とは、特別補給交付金の対象となるための単価です。  
本県は、原則指定野菜の全てを対象とします。

# 5

## 補給金の交付

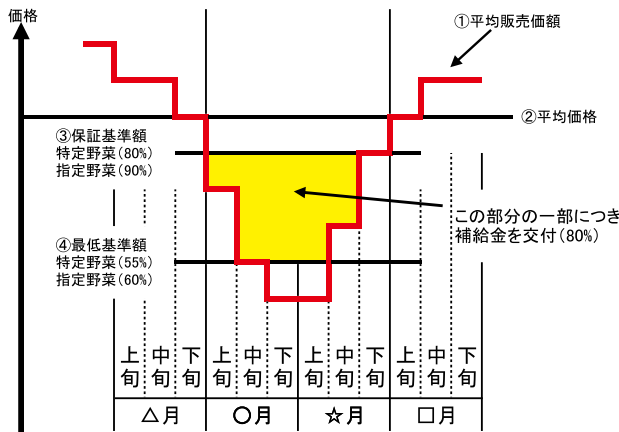
### 【青果物生産出荷安定事業】



月毎(一部の品目は旬毎)に計算された対象野菜の①平均販売価額が③保証基準額を下回った場合に、その差額の8割(①平均販売価額が④最低基準額を下回る場合は、③保証基準額と④最低基準額との差の8割)を、生産者補給金として交付します。

- ※ 平均価格:群馬県産の過去6年間の東京都中央卸売市場価格の平均
- 保証基準額:②平均価格に0.9を乗じた額
- 最低基準額:②平均価格に0.6を乗じた額

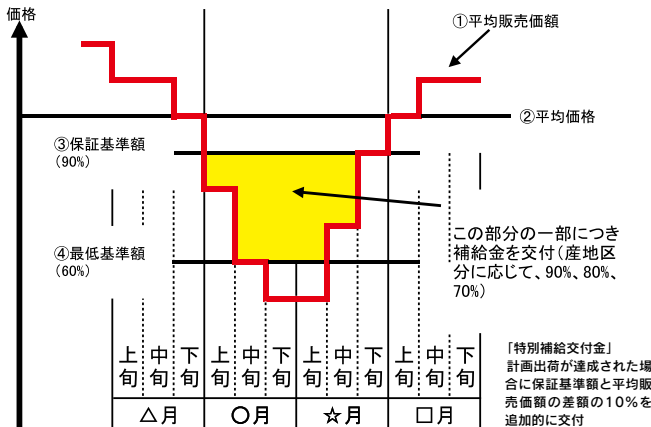
### 【特定野菜等供給産地育成価格補給事業】



旬毎に計算された対象野菜の①平均販売価額が③保証基準額を下回った場合に、その差額の8割(①平均販売価額が④最低基準額を下回る場合は、③保証基準額と④最低基準額との差の8割)を、価格差補給金として交付します。

- ※ 平均価格:野菜の種類、出荷期間、地域の区分ごとに、過去6か年の市場価格の平均をもとに算出
- 保証基準額:②平均価格に(特定:0.8)(指定:0.9)を乗じた額
- 最低基準額:②平均価格(特定:0.55)(指定:0.6)を乗じた額を標準に0.45、0.50、0.55、0.60、0.65、0.70の特例を設定

### 【指定野菜価格安定対策事業】



原則として、旬毎に計算される対象野菜の①平均販売価額が③保証基準額を下回った場合に、その差額(①平均販売価額が④最低基準額を下回った場合は、③保証基準額と④最低基準額との差額)に、産地における計画的出荷割合に応じて90~70%を乗じ、さらに計画出荷の達成度合いに応じ認定区分の交付率を乗じた上で、特別補給交付金を加算した額を、価格差補給金として交付します。

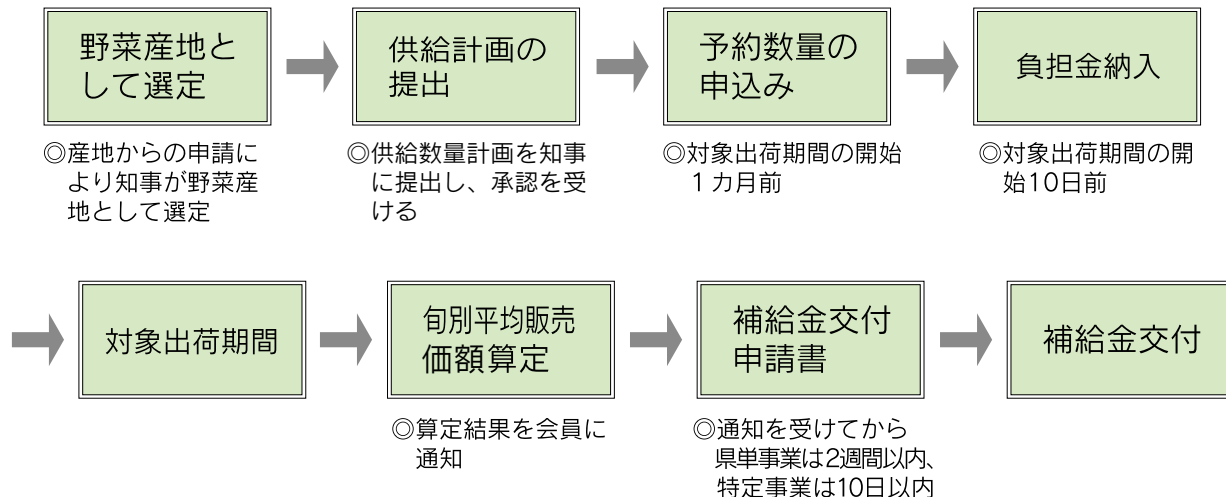
また、産地強化計画で資材低減タイプの目標を設定した場合、きゅうり、トマト、なすなどの品目において、資材高騰時の特例保証基準額(95%)の適用を選択できます。

- ※ 平均価格:野菜の種類、出荷期間、地域の区分ごとに、過去6か年の市場価格の平均をもとに算出
- 保証基準額:②平均価格に0.9を乗じた額
- 最低基準額:②平均価格に0.6を乗じた額を標準とし、0.50、0.55、0.65、0.70の特例を設定

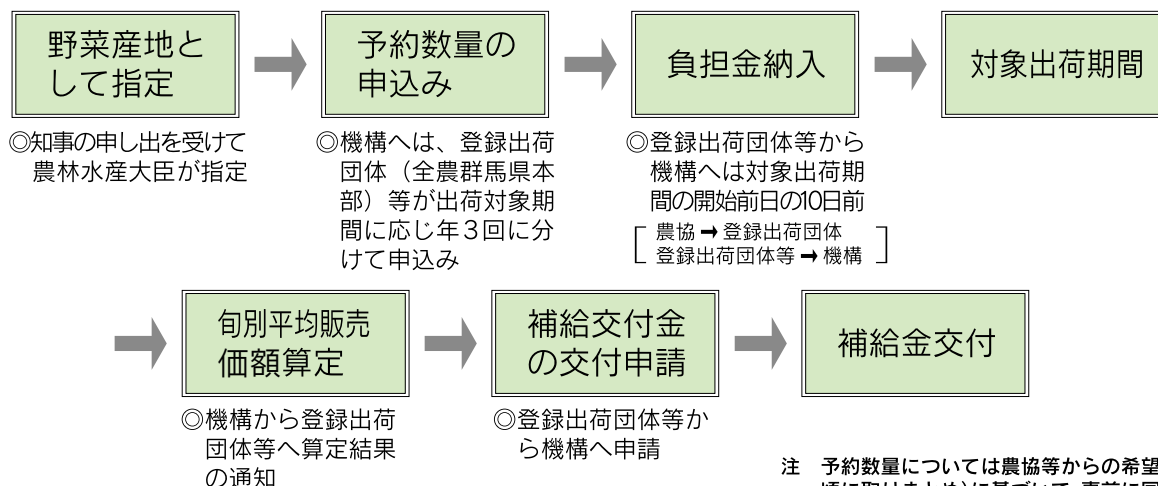
# 6

## 補給金交付までの手続き

### 【青果物生産出荷安定事業、特定野菜等供給産地育成価格差補給事業】



### 【指定野菜価格安定対策事業】



注 予約数量については農協等からの希望(前年の8月頃に取りまとめ)に基づいて、事前に国や県の予算の範囲内で定めています。

# 7

## 資金造成と補給金交付の例

### 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業 こまつな(10~12月・関東)の例

平均価格	296.90円
保証基準額	296.90円×0.8 = 237.50円
最低基準額	296.90円×0.55 = 163.30円

(資金造成) …交付予約数量を30トンとした場合

$$\text{資金造成単価} = (\text{保証基準額} - \text{最低基準額}) \times 0.8 = (237.50\text{円} - 163.30\text{円}) \times 0.8 = 59.36\text{円/kg}$$

$$\text{資金造成総額} = \text{資金造成単価} \times \text{交付予約数量} = 59.36 \times 30,000\text{kg} = 1,780,800\text{円}$$

$$\text{各負担額} = \text{資金造成総額} \times \text{負担割合}$$

$$(\text{生産者の場合} = 1,780,800\text{円} \times (0.6 \div 3) = 356,160\text{円})$$

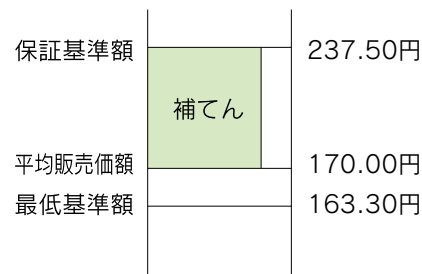
## 【資金の各負担額】

国 1/3	県 1/3	市町村 0.22/3	全農 群馬県本部 0.09/3	農協 0.09/3	生産者 0.6/3	合計
593,600円	593,600円	130,592円	53,424円	53,424円	356,160円	1,780,800円

### （補給金交付）

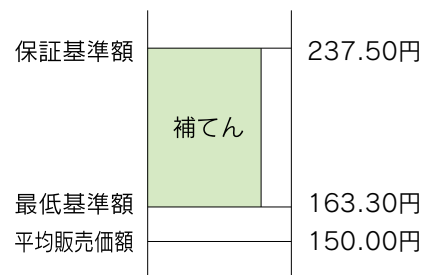
例1 平均販売価額が170.00円/kgで交付対象数量が10トンのとき、  
生産者への補給金交付額は、

$$\begin{aligned}
 &= (\text{保証基準額} - \text{平均販売価額}) \times 0.8 \times \text{交付対象数量} \\
 &= (237.50\text{円} - 170.00\text{円}) \times 0.8 \times 10,000\text{kg} \\
 &= 54.00\text{円} \times 10,000\text{kg} \\
 &= 540,000\text{円}
 \end{aligned}$$



例2 平均販売価額が150.00円/kgで交付対象数量が10トンのとき、  
生産者への補給金交付額は、

$$\begin{aligned}
 &= (\text{保証基準額} - \text{最低基準額}) \times 0.8 \times \text{交付対象数量} \\
 &= (237.50\text{円} - 163.30\text{円}) \times 0.8 \times 10,000\text{kg} \\
 &= 59.36\text{円} \times 10,000\text{kg} \\
 &= 593,600\text{円}
 \end{aligned}$$



**平均販売価額** 市場で販売された野菜の平均販売価額で旬ごとに計算します。

これは農家や農協等個別の平均販売価額ではなく、その旬の間に販売された加入会員の対象市場における平均販売価額をいいます。

**交付対象数量** 平均販売価額が保証基準額を下回った旬の間に、市場に出荷された数量です。

ただし、対象出荷期間内の総出荷量が交付予約数量を上回った場合は、交付予約数量を対象出荷期間内の旬別の出荷比率で按分した数量となります。

# 8

## 負担金の納入及び管理

負担金は、原則として**対象野菜の対象出荷期間の開始前**に納入することになります。

納入された負担金は**品目ごとに管理**しますので、他の品目に使用されることはありません。

なお、交付金の該当がない場合や造成した資金の一部しか交付金が交付されなかった場合には、残った負担金は次の出荷期間まで繰り越されて、「**掛け捨て**」になることはありません。

詳しい問い合わせは、最寄りの農協、市町村または農業事務所、全農群馬県本部、青果物生産出荷安定基金協会へおたずねください。

# 1

## 契約野菜価格安定事業について

従来の野菜価格安定事業に加え、平成14年の野菜生産出荷安定法の改正により契約野菜価格安定事業が創設されました。

この事業は、消費者や実需者の多様なニーズにこたえ、効率的な野菜の供給を行うため、野菜の契約取引によって生じるリスクを軽減し、契約取引の推進を図るものです。契約取引により取り組みやすくするため、平成19年度から事業内容の見直しが行われました。

# 2

## 事業の種類と対象野菜・対象産地の要件等

項目	区分	契約特定野菜等安定供給事業（国庫補助）	契約指定野菜安定供給事業（国庫補助）
対象野菜			
作付面積		P1~2	P1~2
共販等率		「特定野菜等価格差補給事業」 (特定野菜・指定野菜)に同じ	「指定野菜価格安定事業」に同じ
出荷団体等			
契約期間			
事業実施主体		群馬県青果物生産出荷安定基金協会	農畜産業振興機構

※皮むき、カット、パッキング、使用しない部分の処理など、簡易な処理を行った野菜も対象となります。

# 3

## 対象となる契約取引

対象出荷期間の開始前に交わされた、出荷者と実需者等との書面契約による契約取引が事業の対象となります。契約の相手方（実需者等）は以下のとおりです。

- ①対象野菜を原料又は材料として使用することにより食品の製造又は加工を行うことを業とする者
- ②対象野菜の小売りを業とする者
- ③共同出荷組織等から買い受けた対象野菜を他の事業者販売することを業とする者

契約書には、次の事項を定めることが必要です。

- ① 対象野菜の種別
- ② 対象野菜の供給期間
- ③ 契約価格（価格、価格の決定方式）
- ④ 対象野菜の供給数量
- ⑤ 供給数量の不足が生じた際に関する事項（定量・定価格契約における数量確保費用交付金の補てんに加入する場合）
- ⑥ その他必要な事項



# 4 事業のしくみ

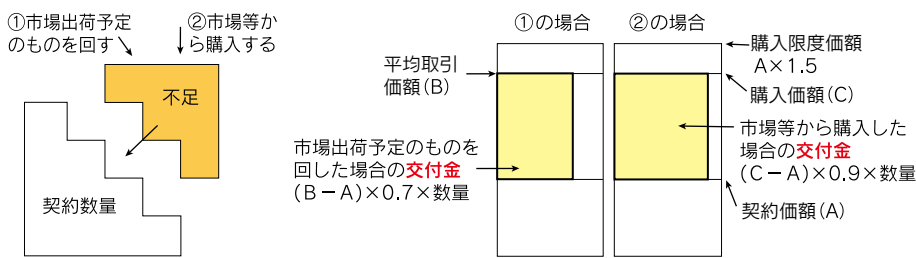
契約野菜安定供給制度は次の3タイプに分かれています。

契約取引の内容に応じて、①数量確保タイプ、②価格低落タイプ、③出荷調整タイプの3タイプ、又は①と③、②と③の組合せのタイプから適宜選択します。

## 数量確保タイプ

定量定価供給契約を締結した生産者が、天候不良等により契約数量を確保することができない場合に、市場出荷予定のものを回すことや、市場等から購入することにより契約数量を確保するのに要する経費を補てんします。

- ①契約数量が確保できず、平均取引価額が指標価額（基準単価の130%）を上回った場合に、市場出荷予定のものを契約取引に回したときは、平均取引価額と契約価額の差額の7割を補てん。
- ②それでも不足し、市場等から購入したときは、購入価額と契約価額の差額の9割を補てん。

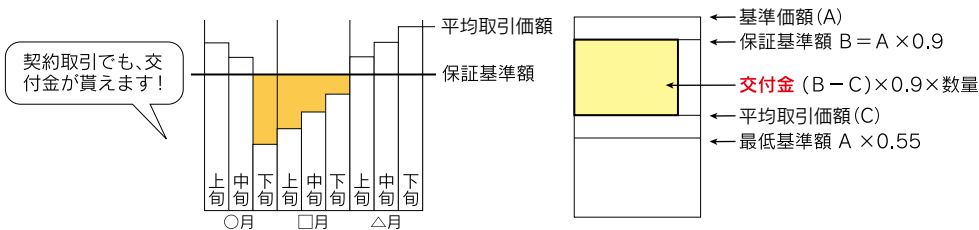


\* 交付予約数量は、契約数量の50%を限度とします。

\* 購入限度額は契約価額の150%（200%、300%、400%を選択することも可能）です。

## 価格低落タイプ

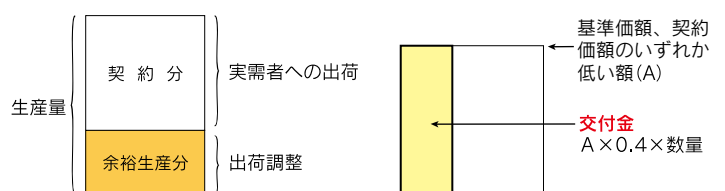
市場価格に連動して、価格が変動する契約を締結している場合、平均取引価額が保証基準額を下回った時に、保証基準額と平均取引価額の差額の9割（平均取引価額が最低基準額 < 基準価格の55% > を下回る場合は、保証基準額と最低基準額の9割）を補填します。



\* 交付予約数量は、契約数量を限度とします。

## 出荷調整タイプ

定量供給契約を締結し、契約数量を確保するため余裕のある作付けを行い、価格が低落し平均取引価額が発動基準価額（基準価額の70%）を下回った場合に、契約以外の生産量の出荷調整を行ったときは、基準価額又は契約価額のいずれか低い方の4割を補てんします。

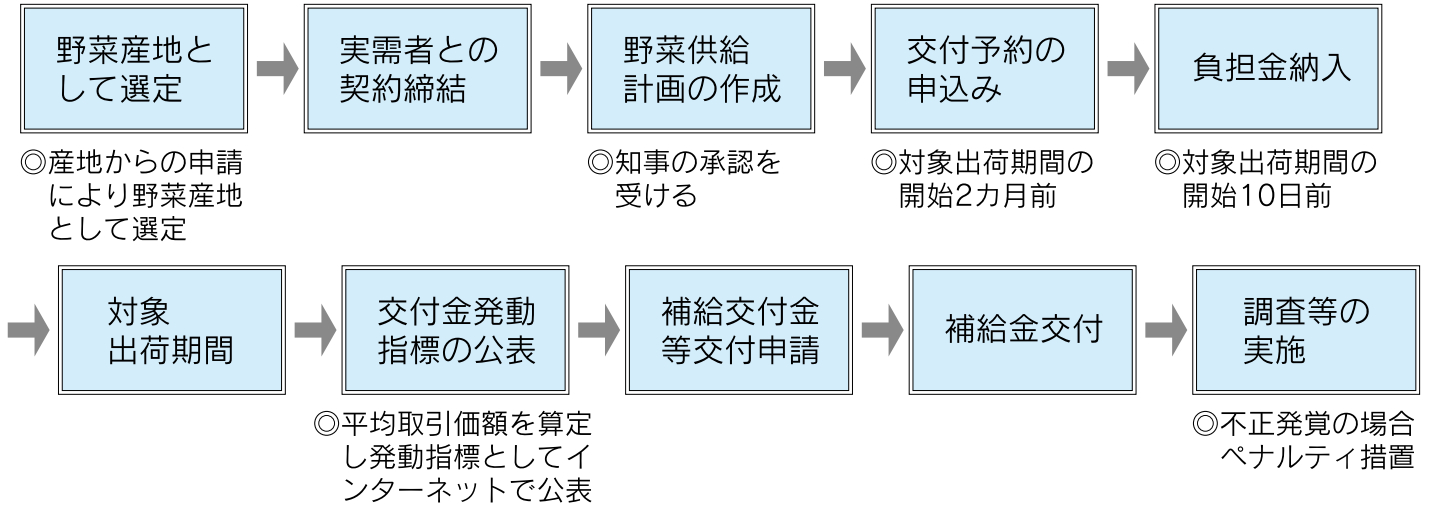


\* 交付予約数量は、契約数量の30%を限度とします。

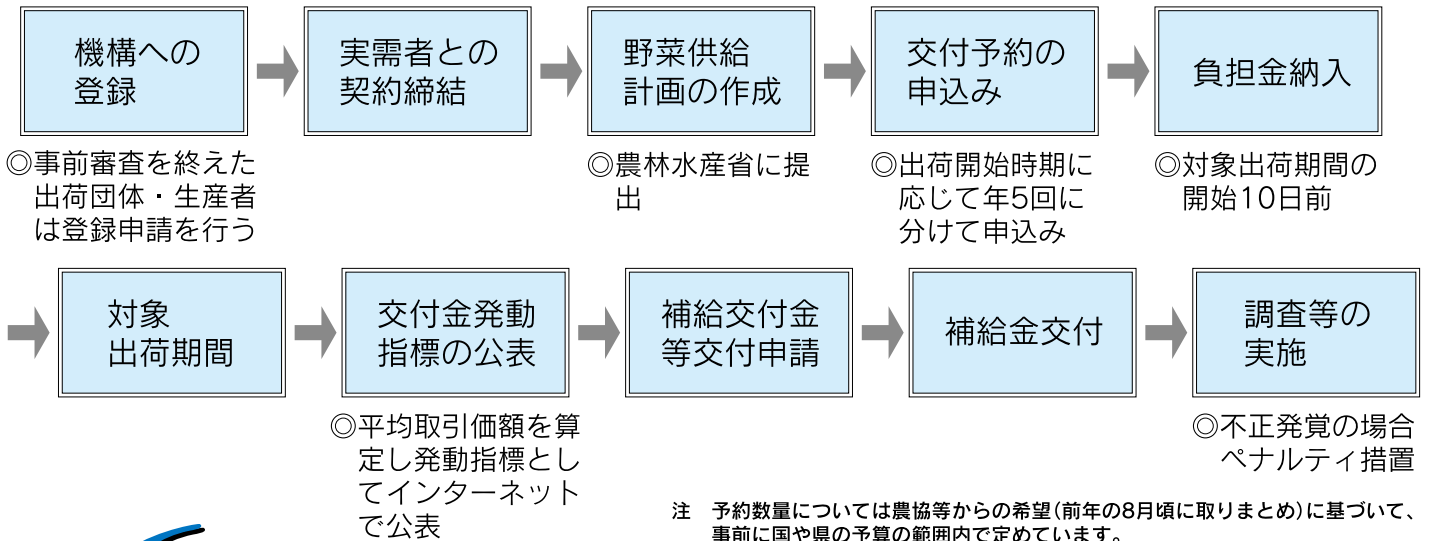
# 5

## 補給金交付までの手続き

### 【契約特定野菜等安定供給事業】



### 【契約指定野菜安定供給事業】



注 予約数量については農協等からの希望(前年の8月頃に取りまとめ)に基づいて、事前に国や県の予算の範囲内で定めています。

# 6

## 資金の造成

### 事業別負担区分

契約特定野菜等  
安定供給事業  
(特定・指定)

国 1/3	群馬県 1/3	全農群馬県本部0.09/3		農協0.09/3	
		市町村 0.22 3	生産者0.6/3	相当規模生産者0.78/3	

契約指定野菜  
安定供給事業  
(一般・重要)

国 1/2	群馬県 1/4	生産者 1/4
-------	---------	---------

# 7

## 資金造成と補給金交付の例

契約指定野菜安定供給事業（価格低落＋出荷調整の組合せタイプ）

夏だいこん（7～9月） 契約数量90トン（各旬10トン） 市場価格連動契約の場合

① 資金造成額＝資金造成単価×交付予約数量

- ・ 価格低落 30.32円×90トン＝2,728千円（千円未満切り捨て）
- ・ 出荷調整 38.77円×27トン＝1,046千円（千円未満切り捨て）

\* 1 資金造成単価は、価格低落：（保証基準額－最低基準額）×90%

出荷調整：基準価額（過去6力年の卸売価格の平均価格）の40%

\* 2 交付予約数量は、価格低落は契約数量が、出荷調整は契約数量の3割が上限です。

② 生産者の方に負担していただく額は①の1/4相当額です。

- ・ 価格低落 2,728千円÷4＝682.0千円
- ・ 出荷調整 1,046千円÷4＝261.5千円

③ 平均取引価額と発動状況が以下のとおりであったと仮定します。

（単位：円）

	平均取引価額	価格低落				出荷調整			
		保証基準額	発動有無	交付金単価	交付金額	発動基準価額	発動有無	交付金単価	交付金額
7月上旬	64	87.00	○	20.70	207,000	67.84	○	38.77	116,310
7月中	59	87.00	○	25.20	252,000	67.84	○	38.77	116,310
7月下旬	67	87.00	○	18.00	180,000	67.84	○	38.77	116,310
8月上旬	78	87.00	○	8.10	81,000	67.84			
8月中	89	87.00				67.84			
8月下旬	102	87.00				67.84			
9月上旬	117	87.00				67.84			
9月中	129	87.00				67.84			
9月下旬	127	87.00				67.84			
合計	—	—	—	—	720,000	—	—	—	348,930

\* 1 価格低落は、平均取引価額と保証基準額の差額の90%を交付金単価とし、交付予約数量と出荷数量のいずれか少ない数量を乗じて得た額が交付金額となります。

\* 2 出荷調整は、資金造成単価を交付金単価とし、交付予約数量と出荷調整した数量（＝出荷調整相当数量）のいずれか少ない数量を乗じて得た額が交付金額となります。

④ 交付金額は、③の合計の千円未満を切り捨てた額となります。

- ・ 価格低落 720千円
  - ・ 出荷調整 348千円
- が、交付金額となります。

# 8

## 負担金の納入及び管理

P 7の価格安定事業と同様です。

---

価格安定制度に関する  
お問い合わせ先

---

●群馬県農政部蚕糸園芸課野菜係●

〒371-8570

前橋市大手町一丁目 1-1

TEL:027-226-3124

●全国農業協同組合連合会群馬県本部●

〒379-2147

前橋市亀里町 1310 (JAビル5階)

TEL:027-220-2281

●公益社団法人群馬県青果物生産出荷安定基金協会●

〒379-2147

前橋市亀里町 1310 (JAビル4階)

TEL:027-220-2298